

## 平成 26 年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況

平成 27 年 6 月 30 日  
福島県農林水産部

### I 中山間地域等直接支払制度の概要等

#### 1 制度の概要

中山間地域は、農業生産活動を通じて水源かん養機能や洪水防止機能、美しい景観の提供など様々な機能（これを「多面的機能」といっています。）を持っており、県民生活の安定に重要な役割を果たしています。

しかし、高齢化や過疎化の進行が早く、平地に比べて傾斜地が多いなど農業生産条件が不利なことから、農業の担い手が減少して耕作放棄地が増加するなど、農業生産活動を通じた多面的機能の確保が難しくなっています。

このため、平成 12 年度から、中山間地域における農業生産活動の不利性を直接的に補正する「中山間地域等直接支払制度」が始まりました。

この制度は、中山間地域において、農業生産活動や多面的機能を増進する活動等を 5 年間継続する協定を結んだ農家に対し、地目や農地の条件に応じて、国、県及び市町村が交付金を支払うものです。

なお、本制度は平成 12 年度から平成 16 年度までを第 1 期対策、平成 17 年度から平成 21 年度までを第 2 期対策として取り組み、平成 22 年度から平成 26 年度まで内容を一部変更して、第 3 期対策が実施されました。

#### 2 対象地域等

##### (1) 対象地域

ア 通常地域：48 市町村

3 法指定地域（特定農山村法、山村振興法、過疎法）

イ 特認地域：11

市町村

地域の実情に応じて知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

##### (2) 対象農用地

対象地域内に存する農用地区域（農振法）内に存する 1 ha 以上の一団の農用地

ア 急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑・草地・採草放牧地 15 度以上の傾斜）

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 市町村長が必要と認める緩傾斜農用地

・ 田 1/100～1/20、畑・草地・採草放牧地 8～15 度の傾斜

・ 高齢化・耕作放棄率が高い集落に存する農用地

エ 県知事が定める基準（特認基準）に該当する農用地

## II 平成 26 年度の取組実績

平成 26 年度は、44 市町村で交付金が交付されており、1,234 の集落協定と 32 の個別協定、合わせて 1,266 協定が様々な活動に取り組んでいます。平成 25 年度と協定数の増減はありません。

適切な農業生産活動などを通じて耕作管理されている農用地は、15,677ha となり、これは制度の対象となる農用地約 20,000ha の 3/4 にあたります。

平成 26 年度に交付された交付金の額は、1,897,850 千円となっており、平成 25 年度と比較して 15,762 千円の減となっています。

平成 26 年度における本県の詳細な取組実績については以下のとおりです。

### 1 実施市町村数 44 市町村

平成 26 年度は、集落協定及び個別協定を締結する上での指針となる中山間地域等直接支払市町村基本方針を 47 市町村において策定しており、平成 25 年度と増減はありません。

平成 26 年度末までに交付金を交付した市町村は、対象農用地のある 54 市町村の 81.5%となっています。

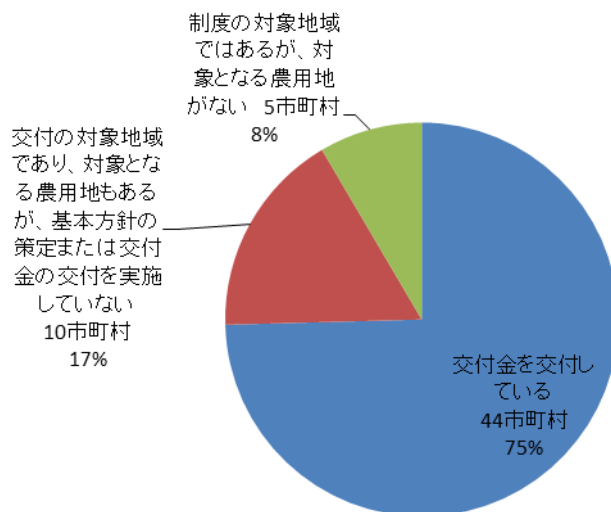


図1 交付金実施状況

## 2 協定数 1,266 協定

### (1) 協定別の協定締結数

平成 26 年度末の協定締結数は、集落協定 1,234 と個別協定 32 の合わせて 1,266 協定となり、  
また、全協定に占める集落協定の割合は 97.5% となっています。

- ※用語の意味 ○ 集落協定 複数の農業者が、地域の農用地の適切な維持・活用や豊かな農村風景の保存のための活動等について取り決めること。  
○ 個別協定 地域の担い手となる中核的農業者が、農業を続けることが難しい農業者との間で、農用地の適切な維持・活用を図るために農作業の請負等について取り決めること。

### (2) 方部別の協定締結数

方部別の協定締結数は、県中、県北、会津の順に大きく、市町村別では、協定締結数が最も多いのは二本松市(134 協定)で、次いでいわき市(85 協定)、喜多方市(80 協定)の順となっています。

1 市町村当たりの平均協定締結数は約 29 協定です。

表 3 締結された協定数〔方部別〕

方部	H 26
県北	331
県中	342
県南	125
会津	275
南会津	54
相双	54
いわき	85
合計	1,266

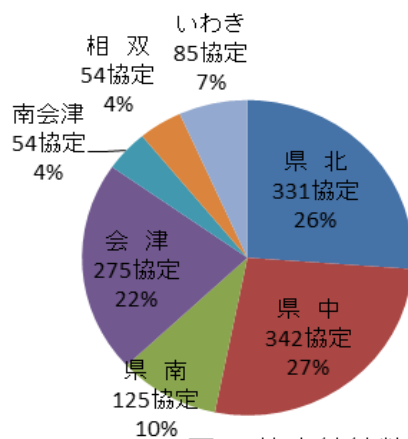


図3 協定締結数(方部別)

### (3) 方部別の協定参加者数

協定への参加者数は 27,383 人で、県中、県北、会津の順の大きくなっており、市町村別では、参加者数が最も多いのは二本松市(2,873 人)で、次いでいわき市(2,268 人)、喜多方市(1,794 人)の順となっています。平成 25 年度の協定参加者数 27,476 人から 93 人減少しています。

集落における 1 協定あたりの平均参加者数は約 22 名です。

表 4 協定への参加者数 (単位：人)

方部	H 26
県北	6,499
県中	7,403
県南	1,671
会津	6,221
南会津	1,099
相双	2,222
いわき	2,268
合計	27,383

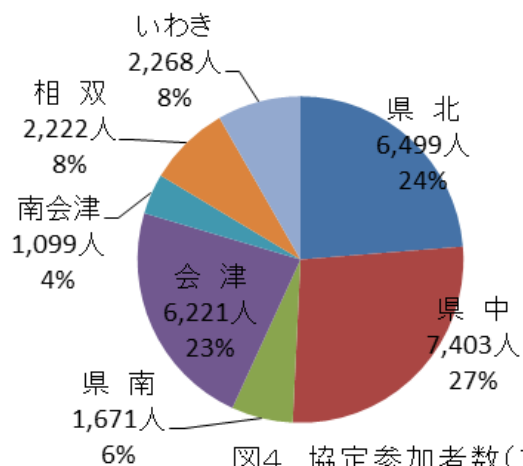


図4 協定参加者数(方部別)

### 3 協定締結面積 15,677ha

#### (1) 協定別の協定締結面積

平成 26 年度の協定締結面積は、平成 25 年度末の 15,882ha から 205ha 減少し、15,677ha となりました。減少の主な理由は、放射線汚染物質の仮々置き場の設置や風評被害によるものが挙げられます。協定別の協定締結面積は、集落協定は 15,515ha で全体の 98.9%を占め、個別協定は 162ha、1.1%となっています。

表 5 協定別の協定締結面積 単位：ha

区分	H25	H26	H25→H26	
			増減数	増減率
集落協定	15,719	15,515	△204	△1.3%
個別協定	163	162	△1	△0.6%
全 体	15,882	15,677	△205	△1.3%

注：合計値は四捨五入の関係で一致しない場合があります。

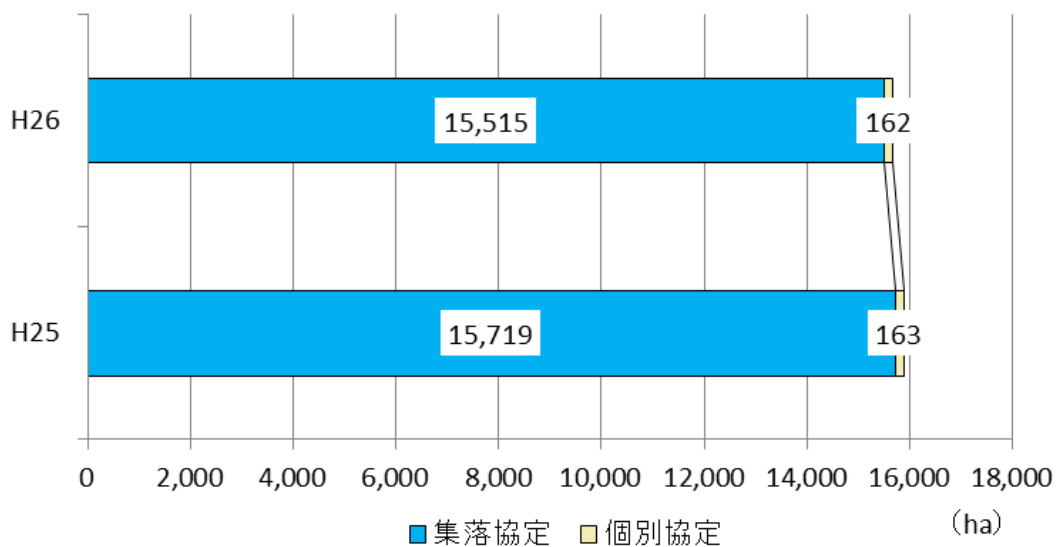


図5 交付対象面積(区分別)

(2) 方部別の協定締結面積

方部別の協定締結面積は、県中、会津、県北の順に大きくなっており、市町村別では、面積が最も大きいのは二本松市(1,475ha)で、次いで喜多方市(1,279ha)、いわき市(1,188ha)の順となっています。

1市町村当たりの平均実施面積は356haです。

表6 方部別の協定締結面積 単位：ha

方部	H26
県北	3,068
県中	4,165
県南	1,216
会津	3,999
南会津	529
相双	1,512
いわき	1,188
全体	15,677

注：合計値は四捨五入の関係で一致しない場合があります。

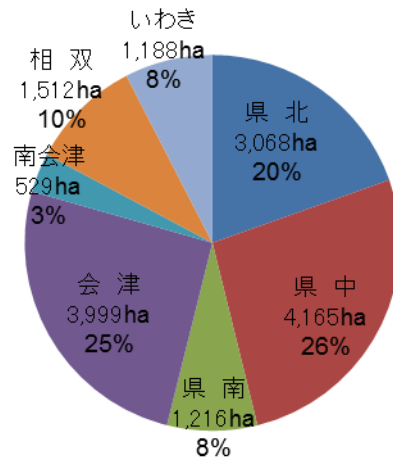


図6 交付対象面積(方部別)

(3) 地目別の協定締結面積

地目別の協定締結面積は、田が14,445haで全体の92%を占め、次いで畑が923ha、6%となっています。

表7 地目別の協定締結面積 単位：ha

区分	H26
田	14,444
畑	923
草地	167
採草放牧地	143
全体	15,677

注：合計値は四捨五入の関係で一致しない場合があります。

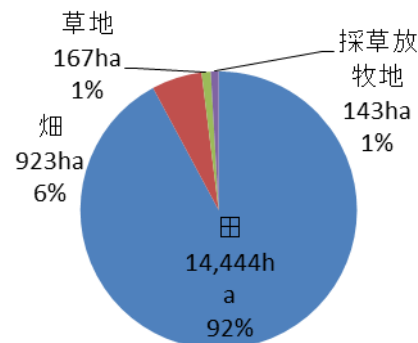


図7 交付対象面積(地目別)

#### 4 交付金の交付額 1,897,850 千円

平成 26 年度の協定締結集落及び個別協定締結者への交付金の交付額は、1,897,850 千円となっており、平成 25 年度に比べ 0.8%減少しています。

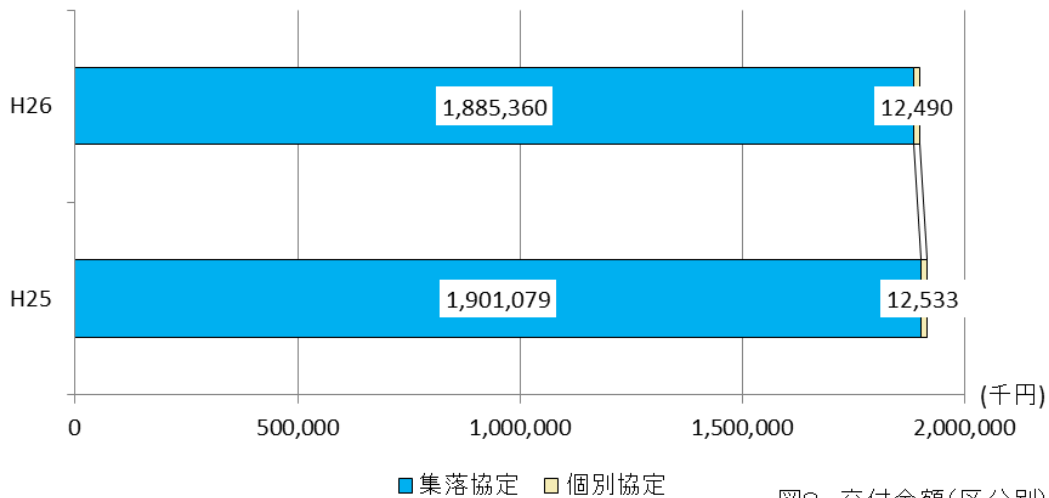
##### (1) 協定別の交付金の交付額

平成 26 年度の協定別の交付金額を見ると、集落協定への交付額が 99.3%の 1,885,360 千円となっており、1 集落協定当たり 1,528 千円が交付されています。個別協定の交付額は 12,490 千円であり、1 協定当たり 390 千円の交付となっています。平成 25 年度と比較して計 0.8%の減少となっていますが、これは主に交付面積の減少に伴うものです。

表 8 協定別の交付金の交付額 単位：千円

区分	H25	H26	H24→H25	
			増減数	増減率
集落協定	1,901,079	1,885,360	△15,719	△0.8%
個別協定	12,533	12,490	△44	△0.4%
合計	1,913,612	1,897,850	△15,762	△0.8%

注：合計値は四捨五入の関係で一致しない場合があります。



(2) 方部別の交付金の交付額

方部別の交付額は、会津、県中、県北の順に多くなっており、市町村別では、交付額が最も多いのは喜多方市(202,590 千円)で、次いで二本松市(197,388 千円)、いわき市(126,018 千円)の順となっています。

1 市町村当たりの平均交付金額は 43,132 千円です。

表9 方部別の交付金の交付額 単位：千円

方部	H26
県北	381,929
県中	449,849
県南	158,194
会津	551,717
南会津	66,046
相双	164,097
いわき	126,019
合計	1,897,850

注：合計値は四捨五入の関係で一致しない場合があります。

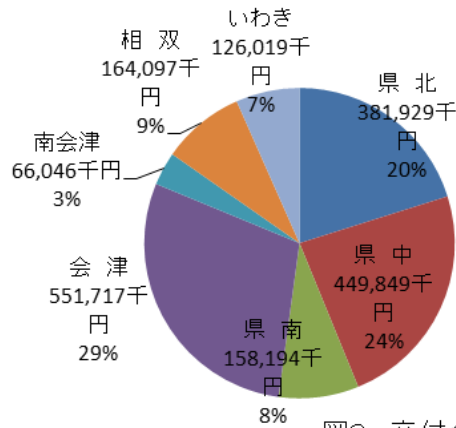


図9 交付金額(方部別)

5 集落協定の主な活動内容

集落協定 1,234 協定における主な活動内容は以下のとおりです。

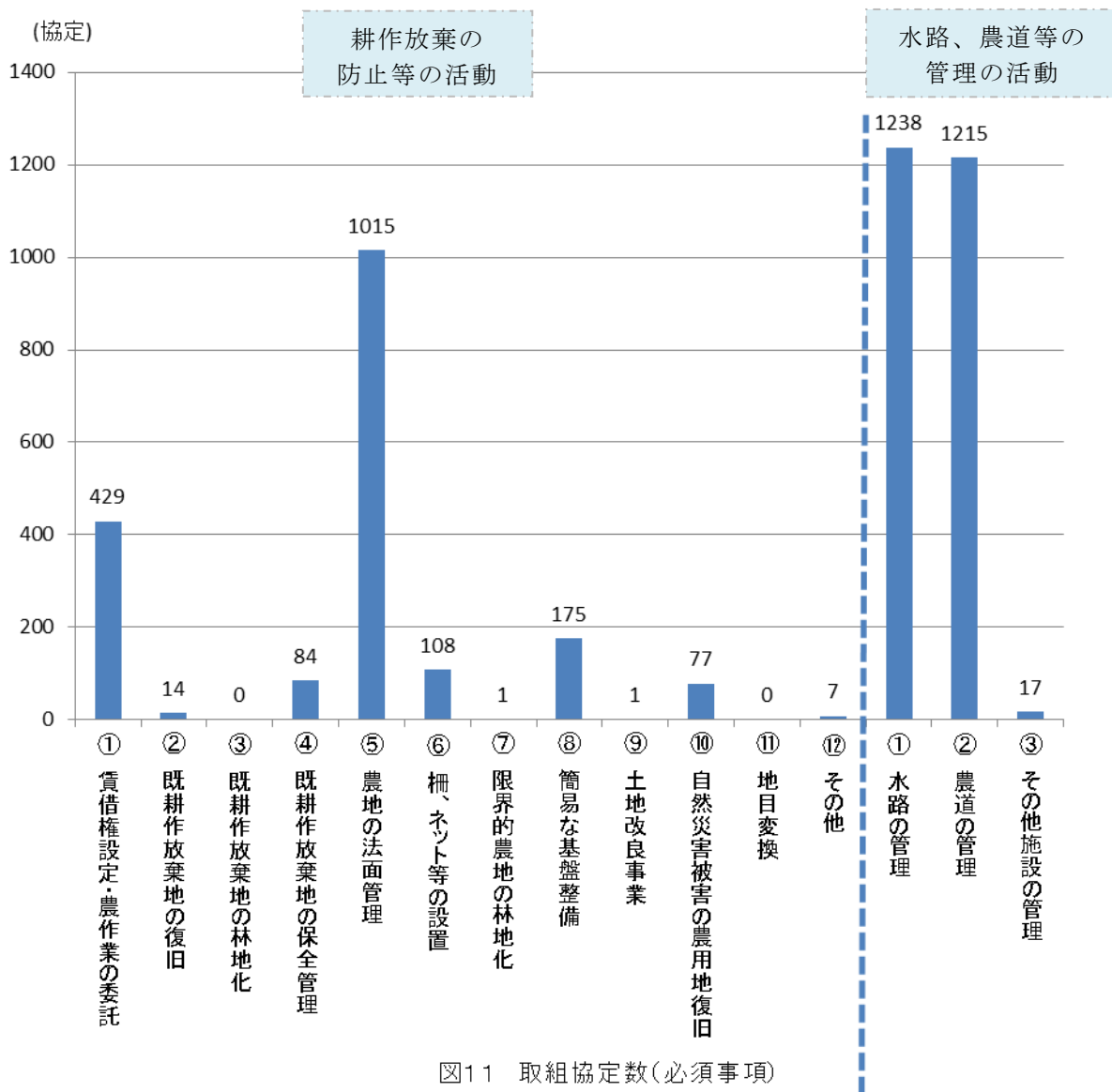
なお、個別協定の 32 協定の活動内容は、耕作放棄されそうな農地の受託及び耕作です。

	基礎単価	体制整備単価	計
	(必須) ○集落マスタープランの作成 ○農業生産活動等 ○多面的機能を増進する活動	必須事項に加え、 ●農用地等保全マップの作成及び実践 ●A～C要件から1つ以上選択	
集落協定	389	845	1,234協定
個別協定	17	15	32協定
計	406協定(32.1%)	860協定(67.9%)	1,266協定



(1) 農業生産活動等として取組むべき事項（必須事項）

すべての集落協定においては、適正な農業生産活動を実施することとなっており、「耕作放棄の防止等の活動」、「水路、農道等の管理の活動」より各一つ以上選択して実施します。



(2) 多面的機能を増進する活動として取組むべき事項（選択的必須事項）

すべての集落協定においては、適正な農業生産活動に加え、地域の中で「国土保全機能を高める取組」、「保健休養機能を高める取組」、「自然生態系の保全に資する取組」等多面的機能の増進につながる活動の中から一つ以上、集落の実態に合わせて実施することとなっています。

※複数選択可。

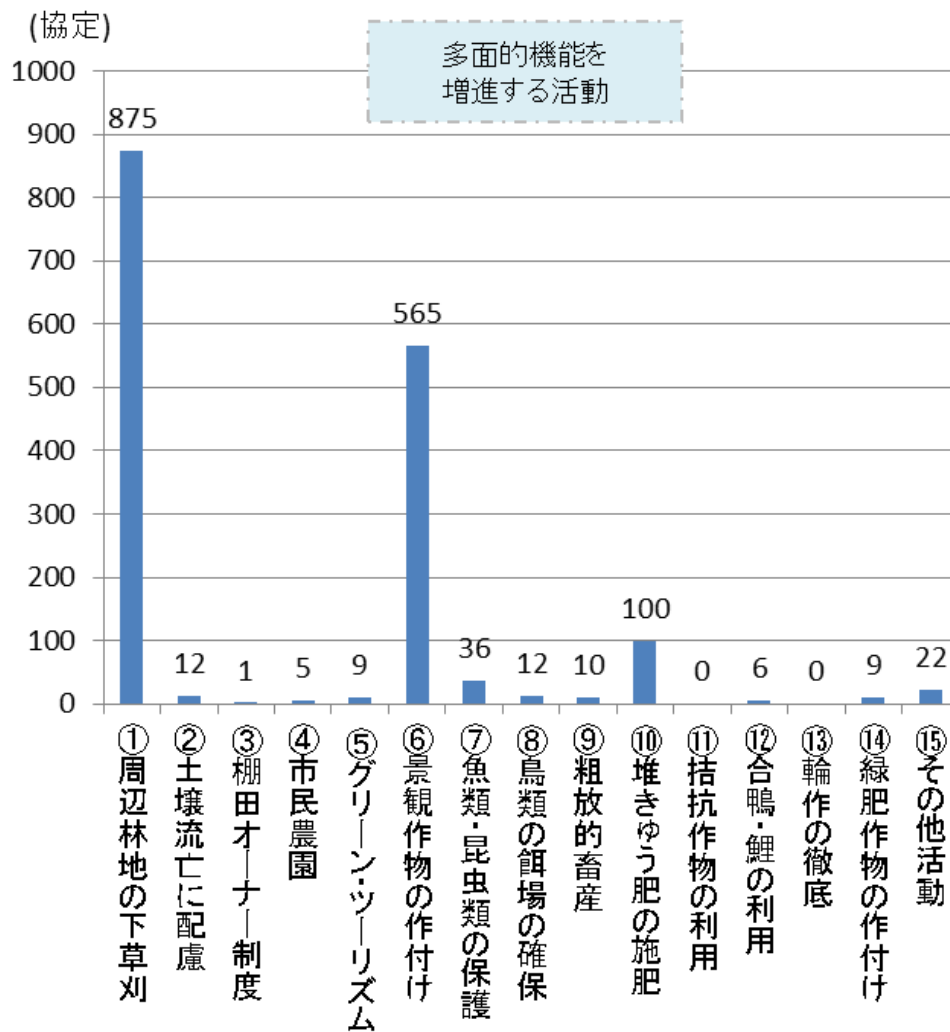


図12 取組協定数(選択的必須事項)

## 6 体制整備単価協定の主な活動内容

今後5年間に、将来に向けて自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた前向きな取組を行っている860協定における主な活動内容は以下のとおりです。

	基礎単価	体制整備単価	計
	(必須) ○集落マスタープランの作成 ○農業生産活動等 ○多面的機能を増進する活動	必須事項に加え、 ●農用地等保全マップの作成及び実践 ●A～C要件から1つ以上選択	
集落協定	389	845	1,234協定
個別協定	17	15	32協定
計	406協定(32.1%)	860協定(67.9%)	1,266協定

### (1) 農用地保全マップの内容

体制整備単価の協定では、将来にわたって適正に協定農用地を保全していくための事項を定めた図面を、協定認定年度に作成することとなっています。

農用地保全マップの内容	取組協定数	取組率
① 農地法面、水路・農道等の補修・改良が必要となる範囲または位置	634	73.7%
② 耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲	2	0.2%
③ 作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲	143	16.6%
④ 自己施工の箇所、整備内容、受益する農地の範囲及び面積	93	10.8%
⑤ 農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地の範囲及び面積	13	1.5%
⑥ その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲	154	17.8%

※「取組率」＝「取組協定数」／「体制整備単価に取り組む集落協定数860協定」

※複数選択可。

## (2) 農業生産活動の体制整備に向けた取組事項

体制整備単価の協定では、将来に向けて自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた前向きな取組を行うこととなっています。

取組事項		取組協定数	取組率	
A S C 要件から一つ以上選択・実施	<b>A 要件</b>			
	生産性・収益向上  二つ以上選択・実施 右項目から	協定農用地の拡大	92	10.7%
		機械・農作業の共同化	134	15.6%
		高付加価値型農業の実践	54	6.2%
		地場産農産物等の加工・販売	27	3.1%
		農業生産条件の強化	69	8.0%
		新規就農者の確保	16	1.9%
		認定農業者の育成	56	6.5%
		多様な担い手の確保	7	0.8%
		担い手への農地集積	44	5.1%
		担い手への農作業の委託	85	9.9%
	<b>B 要件</b>			
	集落を基礎とした営農組織の育成	6	0.7%	
	担い手への農用地の集積化	8	0.9%	
<b>C 要件</b>				
集団的かつ持続可能な体制整備	770	89.5%		

※「取組率」＝「取組協定数」／「体制整備単価に取り組む集落協定数(860協定)」

※複数選択可。

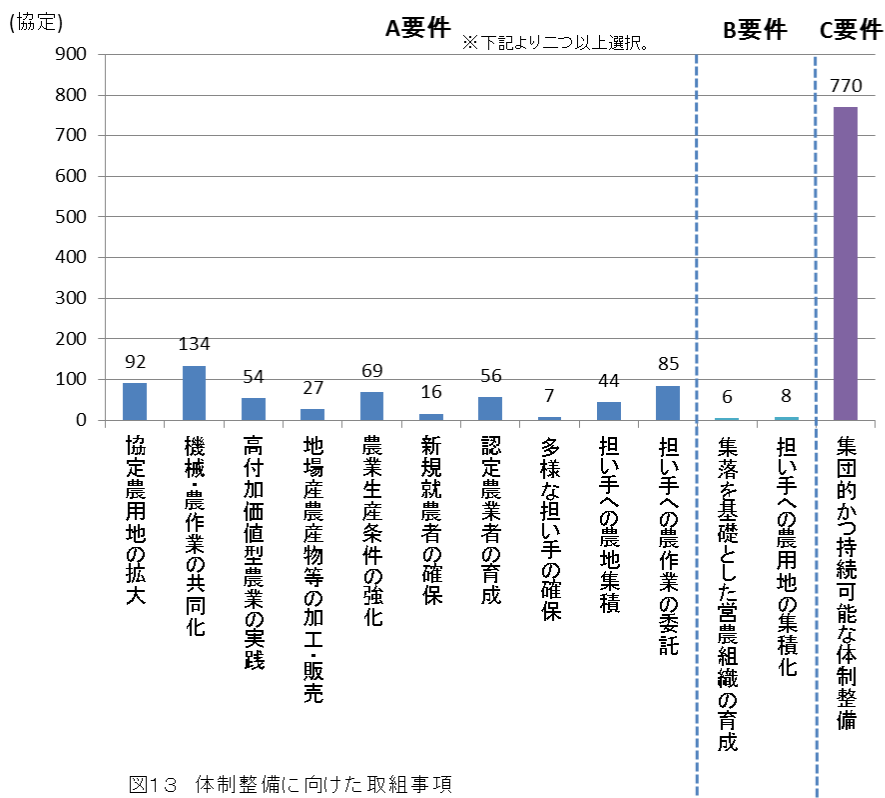


図13 体制整備に向けた取組事項

### (3) 集団的かつ持続的な体制整備（C要件）の内容

集団的かつ持続的な体制整備（C要件）は7種類に分けられ、集落ぐるみ型、組織対応型、担い手型、都市農村交流型、集落間連携型、行政等支援型、企業等連携型に分類されます。最も多く取り組まれているのが集落ぐるみ型（608協定）であり、集団的かつ持続的な体制整備（C要件）に取り組んでいる集落協定の内、79.0%が該当します。

※複数選択可

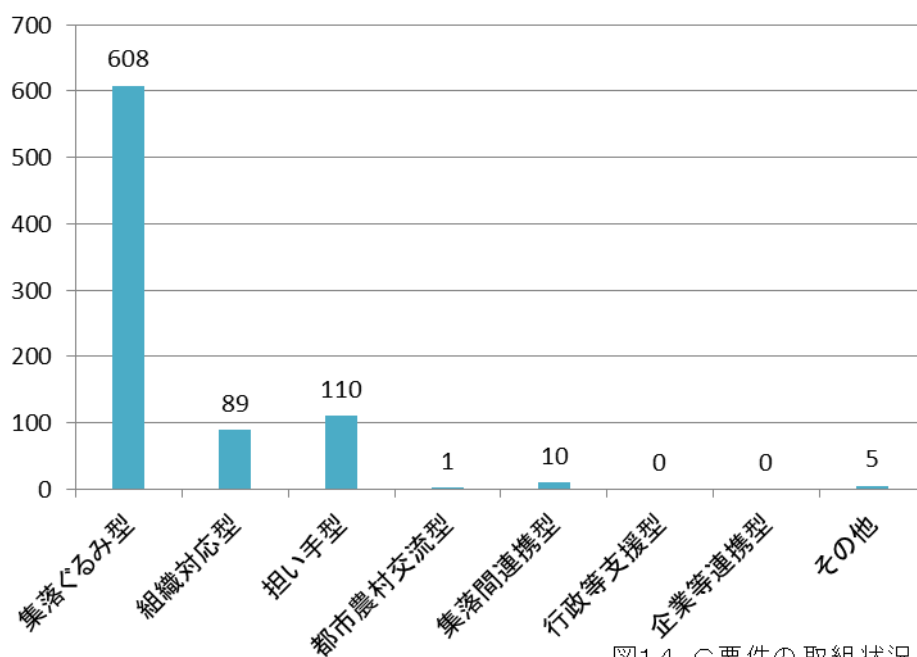


図14 C要件の取組状況